

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認山形地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	3 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	6 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	5 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和62年8月から平成元年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年8月から平成元年3月まで

年金事務所に国民年金保険料の納付記録について照会したところ、申立期間について、納付事実が確認できなかったとの回答をもらった。

しかし、高校卒業後、A区の事業所に勤務するため、B県C市から同区に住所を異動し、世帯主として国民健康保険料及び住民税等を納付していた。国民年金の加入に関しては、20歳になった時、区役所から封書が届き、同封のはがきに国民年金に加入する旨記入し、返送した。その後、納付書が送付されてきたので、A区のD郵便局（当時）において保険料を納付していたはずであり、申立期間について未納とされていることには納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は20か月と比較的短期間であるとともに、申立人は、申立期間を除き、国民年金の加入期間について国民年金保険料を全て納付している。

また、申立人は、国民年金の加入手続や納付状況について、具体的に供述しているところ、A区役所では、申立期間当時、「チラシと回答はがきを同封した勸奨状による適用勸奨を行い、未加入の対象者には再度勸奨状を発送していた。加入の回答があった場合は、資格取得届として取り扱い、納付書を発行していた。また、申立期間当時、保険料の納付は郵便局でも可能であった。」と回答しており、申立人の供述と一致している。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成元年9月5日に社会保険事務所（当時）からC市に対して払い出されていることが確認できるものの、申立人は、申立期間当時、世帯主として国民年金保険料のほかに、住民税や

国民健康保険料を納付していたと供述しているところ、申立人が所持する昭和 63 年度第 4 期及び平成元年度第 1 期の住民税等の領収書並びに平成元年 1 月分国民健康保険料の領収書から、申立期間の一部については、住民税及び国民健康保険料を納付していたことが確認できることから、申立人の供述は信ぴょう性が高いと認められ、申立人に対して A 区役所において別の手帳記号番号が払い出され、申立期間に係る保険料を納付していた可能性も否定できない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年12月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年12月から51年3月まで

年金事務所に国民年金保険料の納付記録について照会したところ、申立期間について、納付事実が確認できなかったとの回答をもらった。

しかし、申立期間の保険料は、私が隣組の集金人に納付していたはずであり、国民年金に未加入とされていることには納得がいかないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人は昭和49年から平成7年までの22年間にわたり、毎年、A事業所において定期的に季節雇用として勤務しておりこの間、申立期間を除き、21回にわたる厚生年金保険から国民年金への切替手続を適切に行っており、納付意識は高かったものと考えられ、申立期間についてのみ行わなかったとは考え難い上、国民年金加入期間は全て国民年金保険料が納付されていることから、申立期間についても厚生年金保険から国民年金への切替手続を行い、保険料を納付していたと考えるのが自然である。

また、申立人は、申立期間に係る保険料を納付組織で納付したと供述しているところ、B町の回答によると、申立期間当時、申立人の居住していた地区では納付組織が存在していたことが確認でき、当時の状況とも合致していることから申立内容に不自然さは見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA事業所における厚生年金保険の資格喪失日は昭和42年7月21日であると認められることから、当該期間に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、2万円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年3月19日から同年8月10日まで

私は、昭和40年3月19日にA事業所にB職として採用され、42年の夏まで勤務したが、年金事務所の記録では、同年3月19日に被保険者資格を喪失したことになる。

しかし、退職した時期は真夏であったことを覚えており、昭和42年8月10日まで勤務していたので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A事業所にB職として昭和42年8月10日まで勤務した旨主張しているところ、申立人が退職した時期に同事業所に申立人を迎えに行ったとする申立人の姉は、「妹が退職したのは、お盆で忙しくなる前の7月だった。」旨供述していること、及び申立人から事務引継ぎを受けたとする同僚は、「引継ぎがあったのは真夏ではなかったが、暑くなってからだった。」旨供述していることから判断すると、申立人は同年7月頃に当該事業所を退職したものと推認できる。

一方、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立人の厚生年金保険被保険者の資格取得日及び喪失日は、いずれも昭和40年3月19日とされているところ、41年10月1日付け標準報酬月額の時決定の記録が表示されており、不自然な記録となっていることから、社会保険事務所（当時）において、申立人に係る年金記録の管理が不適切であったと認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人のA事業所における厚生年金保険の資格喪失日は、同事業所に係る申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票の厚

生年金保険進達記録欄に、資格喪失日の進達年月日が「42.7.21」と押印されていることから、昭和42年7月21日であったと認められる。

なお、昭和42年3月19日から同年7月21日までの標準報酬月額については、申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から、2万円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、昭和42年7月21日から同年8月10日までの期間については、事業主及び同僚等に照会しても勤務状況が確認できないほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、昭和42年7月21日から同年8月10日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年10月から37年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年10月から37年12月まで

年金事務所に国民年金保険料の納付記録について照会したところ、申立期間について納付事実が確認できなかったとの回答をもらった。

しかし、申立期間の保険料は、私の母が当時近所に住んでいた役場職員に現金で納付していたはずであり、未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その母親が、役場職員に国民年金の加入を勧められて加入手続を行い、国民年金保険料も母親が同職員に現金で納付していたはずと主張しているが、申立人自身が加入手続及び保険料の納付に直接関与していない上、その母親並びに加入手続及び保険料納付をしたとする元役場職員は既に死亡しているため、加入及び保険料納付についての具体的な状況は不明である。

また、国民年金被保険者台帳によると、申立人は国民年金制度が発足した昭和35年10月1日に被保険者資格を取得したことが確認できるものの、資格喪失月日欄の記載から36年10月1日に資格喪失しており、申立期間は、未加入期間であるため、制度上、国民年金保険料の納付をすることが出来ない期間である上、昭和36年度の国民年金保険料の納付は6か月分とされており、オンライン記録と一致する。

さらに、申立人が申立期間についての国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めるこ

とはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 1 月 19 日から同年 5 月 16 日まで
年金事務所に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実が無い旨の回答をもらった。
しかし、私は、臨時社員としてA事業所に勤務していた。申立期間について、厚生年金保険に加入していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたとするA事業所は、申立期間当時、B事業所として厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できるとともに、申立人から提出のあった辞令書及び同事業所から提出された履歴書から、申立人がA事業所に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、B事業所は、「厚生年金保険への加入の届出及び保険料の納付については、資料が残っておらず不明である。」と回答している。

また、A事業所において昭和 61 年度又は 62 年度に臨時社員として採用された同僚は 4 人いるところ、いずれの者についても、同事業所における採用年度中に厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。

さらに、B事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立期間前後に被保険者記録が確認できる同僚 19 人に照会したところ、回答を得られた 8 人のうち 3 人は、「自分も臨時社員として勤務した期間のうち、厚生年金保険の被保険者記録が確認できない期間がある。」旨供述していることから、同事業所では、臨時社員として採用した者を必ずしも厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

加えて、B事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立人の名前が見当たらない上、健康保険の整理番号に欠番は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 2 月 20 日から 49 年 6 月 30 日まで
年金事務所に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間について、加入していた事実が確認できなかったとの回答をもらった。
しかし、私は、A株式会社が厚生年金保険の適用を受けた昭和 48 年 2 月以前から同社に在籍し、B職として勤務していた。申立期間について厚生年金保険に未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の供述から、申立人は、申立期間当時、A株式会社B事業所に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、当該事業所は、昭和 54 年 6 月 20 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、元事業主の所在も不明なことから、申立てを裏付ける関連資料等は得られなかった。

また、雇用保険の記録によると、当該事業所に係る申立人の被保険者資格取得日は昭和 49 年 7 月 1 日であり、厚生年金保険の被保険者資格取得日と一致している上、オンライン記録から、申立期間に同事業所に勤務していたことが確認できる同僚 11 人のうち、雇用保険の加入記録が確認できた 4 人は、いずれも雇用保険の被保険者資格取得日が、厚生年金保険の被保険者資格取得日と同日又はそれ以前の日となっており、厚生年金保険の被保険者資格取得後に雇用保険に加入した者は見当たらない。

さらに、上記 11 人に対し、申立人の勤務実態等について照会したところ、回答を得られた 9 人のうち 7 人は申立人を知っているとしているものの、申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる具体的な供述は得られなかった。

このほか、申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関係資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 19 年 10 月 1 日から 23 年 4 月 1 日まで
年金事務所に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実が確認できなかったとの回答をもらった。

しかし、私は、A株式会社に勤務しており、厚生年金保険に加入期間が無いのは納得できないので調査確認して申立てを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人が勤務したとするA株式会社は、厚生年金保険の適用事業所であることが確認できない。

また、申立期間当時、当該事業所は既にB株式会社に買収されていることから、同社に申立人の勤務及び厚生年金保険の加入の有無について照会したところ、「申立期間当時の関連資料が無く不明である。」旨回答しており、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険の加入の有無について確認することができなかった。

さらに、申立人から当該事業所での具体的な勤務状況や同僚の氏名等を聴取することができず、申立人の申立期間における勤務実態等について確認することができない。

このほか、申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 26 年 4 月から 28 年 4 月まで

私は、昭和 26 年 4 月から 28 年 4 月まで夜間高校に通いながら株式会社 A に勤務しており、申立期間について厚生年金保険に未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚等の供述から、申立人が申立期間に株式会社 A に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、当該事業所の後継事業所では、「当時の社員と準社員の名簿を調べたが、申立人の名前は確認できなかったため、これ以上調べるのは不可能である。また、厚生年金保険加入の取扱いについては関連資料が無く詳細については不明である。」と回答していることから、申立人の申立期間における勤務状況及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

また、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間当時、厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる者及び申立人が名前を挙げた同僚のうち、住所が判明した 13 人に申立人の勤務実態及び厚生年金保険の加入状況について照会したところ、回答を得られた 12 人全員が、「申立人の厚生年金保険の加入の有無については分からない。」旨回答している。

さらに、申立人が名前を挙げた同僚 6 人のうち、回答を得られた 4 人のうち 2 人は、「申立人は正社員ではなく、アルバイトだった。」と回答している。

加えて、申立期間について厚生年金保険料が控除されていたことを示す給

与明細書等の関連資料が無く、このほかに申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

山形厚生年金 事案 1261 (事案 87 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和58年10月から59年3月まで
② 昭和59年10月から60年3月まで

各申立期間について、年金記録の訂正は認められないとの通知を受けたが、A事業所で出稼ぎ者として勤務しており、厚生年金保険に未加入とされていることに納得がいかないため、再度調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i)厚生年金保険料が控除されていたことを示す給与明細書等の関連資料が無い上、申立人から聴取しても保険料控除等についての記憶が定かではなく、事業主により給与から保険料が控除されていた事実は確認できないこと、ii)申立事業所から提出された申立期間当時の出稼ぎ者を対象とした「有期従業員募集要項」及び「求人票」を見ると、申立人は雇用保険及び労働者災害補償保険のみ加入し、厚生年金保険には加入しない旨明記されていることなどを理由として、既に当委員会の決定に基づき平成20年9月3日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

しかし、申立人は、前回の審議結果には納得できずとし、今回再申立てを行っているが、新たな資料や情報の提示は無く、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。